

志木市生け垣設置奨励金交付要綱

昭和 63 年
告示第 22 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、志木市みどりの条例(昭和 51 年志木市条例第 13 号)に基づく緑化の推進及び災害の防止に寄与するため生け垣の設置を奨励し、もって住みよい都市環境をつくることを目的とする。

(奨励)

第 2 条 市長は、新たに生け垣を設置する者に対し、予算の範囲内において、その設置費の一部を奨励金として交付するものとする。

(奨励金交付の対象)

第 3 条 奨励金交付の対象とする生け垣は、次の各号に定める基準に適合するものでなければならない。

- (1) 幅員 4 メートル以上の道路(建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 42 条に規定する道路を含む。)に 3 メートル以上面するものであること。ただし、幅員 4 メートル未満の道路であっても、当該生け垣の設置により幅員 4 メートル以上を確保できる道路に 3 メートル以上面するものにあつては、対象とすることができる。
- (2) 前号の規定による生け垣を設置した場合は、さらに隣地境界線に設ける生け垣も対象とすることができる。
- (3) 道路幅員に支障をきたさないものであること。
- (4) 植栽する樹木の高さは 1 メートル以上とし、植栽本数は 1 メートルにつき、おおむね 3 本以上が列植された生け垣であること。
- (5) 生け垣に適した樹木が植栽されたものであること。

(対象の除外)

第 4 条 前条の規定にかかわらず次の各号の一に該当するものは、奨励金の対象としないものとする。

- (1) 販売を目的に建築される住宅等に設置された生け垣
- (2) 土地の造成又は建築物の建築に関し、法令等許認可を要するものについて、当該許認可を受けないで行ったもの
- (3) 過去に同一の土地において、この要綱に基づき奨励金の交付を受けたもの

(奨励金の額)

第 5 条 奨励金の額は、生け垣 1 メートル当たり 7,000 円とし、1 件当たり 7 万円を限度とする。

(交付申請)

第 6 条 奨励金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、生け垣の設置前に生け垣設置奨励金交付申請書(第 1 号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第 7 条 市長は、前条の規定による申請書を受理し、これを認めたときは、生け垣設置奨励金交付決定通知書(第 2 号様式)を交付するものとする。

2 市長は、前項の通知書を交付するに当たっては、奨励金の目的を達成するため、次の条

件を付することができる。

- (1) 生け垣の樹木を健全に管理し育成に努めること。
- (2) 生け垣の樹木が、道路に張り出さないように管理すること。

(奨励金の請求等)

第8条 申請者は、生け垣設置完了後速やかに生け垣設置完了届兼奨励金交付請求書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(奨励金の交付)

第9条 市長は、前条の規定による請求書を受領したときは、その内容を審査し、奨励金を交付するものとする。

(奨励金の返還等)

第10条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金交付の決定を取消し、又は既に交付した奨励金の全部若しくは一部を償還させることができる。

- (1) 申請書類に虚偽の事項を記載したとき。
- (2) この要綱に違反したとき。
- (3) その他市長が特に必要があると認めたとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。